



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年6月11日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
監査委員事務局 監査課	企画・特別 監査係	佐藤	内線 8213 直通 058-272-8774 FAX 058-278-2829

住民監査請求に係る監査の結果について

令和7年4月16日に提出された住民監査請求について、岐阜県監査委員は監査の結果を同年6月6日に決定し、同日付けで請求人に通知しました。
請求の概要及び監査の結果については、以下のとおりです。

記

1 請求の概要

《請求の要旨》

岐阜地域福祉事務所は、請求人への生活保護費の支給にあたり、雇用保険（基本手当）を収入認定すべきでないにも関わらず、請求人が令和7年4月に受給した雇用保険（基本手当）を収入認定し、保護費から差し引いた。しかし、保護期間中であった令和7年2月及び3月に受給した雇用保険（基本手当）については収入認定されていない。4月分の雇用保険（基本手当）を収入認定するならば、2、3月分も同様に収入認定されるべきであり、岐阜地域福祉事務所が請求人に支給した2、3月分の保護費の返還請求を怠っていることは違法又は不当である。

また、県は請求人に生活保護の不正受給があったというが、生活保護法（以下「法」という。）では一度不正受給を行った場合、二度と保護を受けられないと明記されているにもかかわらず、令和7年4月9日に、再度請求人の保護を決定したことは違法又は不当である。

2 監査の結果

請求には理由がないものとして「棄却」する。

《「棄却」とした理由》

岐阜地域福祉事務所では、請求人が同事務所で算定した最低生活費を上回る雇用保険（基本手当）を受給し、今後も6月以上、安定的な収入が見込まれるとの判断により令和7年3月19日に保護を廃止しているが、廃止に伴い、請求人に対して3月分の未経過分（3月19日から3月31日までの分）の保護費の返還請求を行っており、返還請求を怠っている事実は認め

られない。

なお、岐阜地域福祉事務所による請求人の保護決定は、請求人に手持ち金がなく、現に困窮している状態であることを資産調査等により確認の上で実施されており、法第63条に基づく返還金の該当はない。また、同事務所は、請求人の保護費の受給について、不正受給と判断しておらず、法第78条に基づく徴収金も該当がないため、返還を求める法的根拠はない。

また、法は、無差別平等（第2条）を基本原理としており、生活に困窮するすべての国民は、法の定める要件を満たす限り、同法による保護を無差別平等に受けることができるとされている。仮に過去に保護費の不適正な受給があったとしても、保護の再決定を妨げる法的根拠はない。

よって、県の保護再開は、このような法の規定に基づき行われたものであり、違法または不当とは認められない。

なお、請求人が主張する収入認定の是非については、収入認定は、保護決定という行政処分の手続の過程でなされる判断であり、住民監査請求の対象である財務会計行為ではないため、監査委員としての判断は行わない。

以上のことから、本件財務会計行為に違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

※詳細は、監査の結果（別紙）のとおり

【参考】岐阜県監査委員（5名）

監査委員	澄川	寿之
監査委員	安井	忠
監査委員	鈴木	祥一
監査委員	安田	典子
監査委員	飯沼	敦朗

ホームページ

キーワード検索

岐阜県 住民監査請求 結果

Web検索

アクセス順

トップページ＞県政情報＞住民監査請求＞住民監査請求の結果

アドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/70510.html>